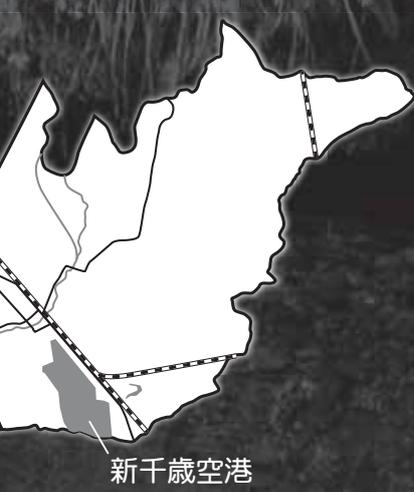


千歳川上流域の一部を 「第1種自然環境保全地区」 に追加指定しました

市は、美しい自然環境を守るため、自然的・社会的な条件で、特に保全を必要とする区域を「自然環境保全地区」に指定しています。その中でも、希少性が高く、多様な生態系が維持されている区域を「第1種自然環境保全地区」に指定しています。今年の1月に千歳川上流域の一部を追加指定し、「第1種自然環境保全地区」の指定区域は4カ所・179.6ヘクタールになりました。



新千歳空港



ウサクマイ遺跡群



内別川合流地点



名水ふれあい公園

平成15年7月22日指定区域
烏柵舞橋～内別川合流地点
(13.6ヘクタール)

平成12年11月1日指定区域
ふ化場橋～烏柵舞橋
(18.4ヘクタール)

道道支笏湖公園線



豊かな自然が残されている保全地区では、食べ物の容器やたばこの吸い殻、釣り糸を捨てるなどの行為は禁止されています。

市は、指定地区に看板を設置してお知らせするとともに、自然環境監視を強化するなどの取り組みを行っています。

